

## 計画策定後の歴史的風致維持向上協議会のあり方について

### 【地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律】

第 11 条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。



協議会は、計画の作成時点のみならず、その後の計画変更や計画の実施段階においても、連絡調整を行うための組織であることが期待されていることを意味する。

## 1 計画策定後に想定される役割

- 計画の進行管理に対する意見聴取
  - ・毎年度、計画の実施状況の報告が義務付けられているため、報告内容について協議する。
- 計画の変更に対する意見聴取
  - ・軽微なものや再認定を要するものを含め、計画を変更する際、その内容について協議する。
- 幅広い知見を生かした専門的協議
  - ・各事業の推進に際し、専門的見地からのアドバイス・提言等を行う。

## 2 策定後の組織体制

### (1) 名称及び委員

- ・現在と同じ名称（歴史的風致維持向上協議会）
- ・委員構成は同様とするが、協議案件に応じて下記区分で招集
  - 全体協議（オブザーバーを含むフルメンバー）
  - 専門協議（学識＋関係民間団体の中から任意抽出）
  - 報告（学識＋関係民間団体＋市民代表）
  - 書面協議
  - 委員派遣（選任したメンバーが事業の検討委員会等に委員として参加）

### (2) 事務分掌

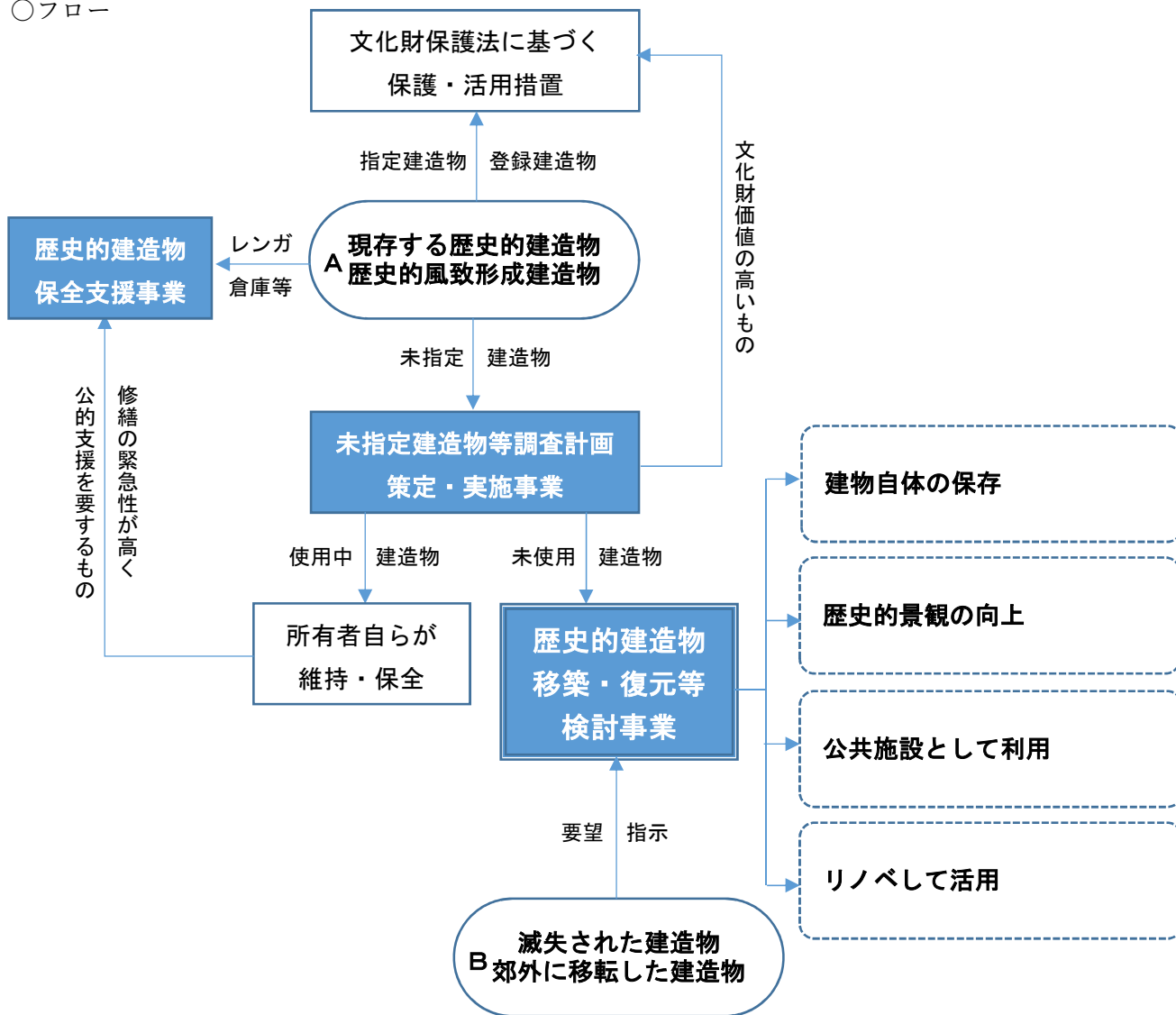
- ・計画の進行管理に関すること（毎年・報告）
- ・認定を要する計画変更に関すること（随時・全体協議）
- ・軽微な計画変更に関すること（随時・書面協議）
- ・歴史的風致維持向上にかかる専門的協議に関すること（随時・専門協議）
  - 歴史的建造物移築・復元等検討事業
- ・専門的見地からのアドバイス・提言に関すること（随時・委員派遣）
  - 前橋公園内歴史的拠点創出事業ほか、各ハード事業の検討に際しての事務

【歴史的建造物移築・復元等検討事業】

○事業目的

街なかの歴史的風致に由来する建造物（現存するもの・滅失されたもの・郊外に移築したものを含む）のうち、保存・活用等の措置が求められる物件について、対応を検討して事業化につなげる。

○フロー



○仕組み

- ・歴史的建造物の買取・移築・復元等の要望に対し、予算化するか否かを検討するための事業。
- ・歴まち担当者が歴史的価値やまちづくりへの貢献性等を多角的に分析して活用案を作成するが、案作成の過程で、歴史的風致維持向上協議会委員等の専門家に参考意見を求めるものとする。
- ・活用案を市長に提示し、市長の了承 or 賛同 or 指示を得て、庁内手続きに移行する。
- ・必要に応じて、歴まち計画に位置付け（変更認定）、国費を取り込むこととする。